

十和田市地域交流センター
(愛称：とわふる)
カフェ運営事業者募集要領

令和7年6月

十和田市 商工観光課

目 次

1. 趣旨	1
2. 地域交流センター（愛称：とわふる）【概要】	1
3. 応募資格	2
4. 応募等の手続	2
(1) 公募等のスケジュール	
(2) 現地説明会	
(3) 質問の受付及び回答	
(4) 応募に関する書類	
(5) その他応募に関する留意事項	
(6) 応募の辞退	
5. 選定の方法	4
(1) 選定委員会による審査	
(2) 審査項目及び審査基準	
6. 選定結果通知	4
7. 準備行為	4
8. その他	5
○問い合わせ先、書類の提出先等	5

1. 趣旨

この実施要領は、「アートのまちのリビング」が施設の設計コンセプトである、アートや文化活動を通じた地域の拠点施設としての十和田市地域交流センター（愛称：とわふる）において、軽食等の提供を行う「カフェ」を運営する事業者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2. 十和田市地域交流センター（愛称：とわふる）【概要】

施 設 名	十和田市地域交流センター（愛称：とわふる）
所 在 地	十和田市稲生町 16 番 1 号
建 築 年	令和 4 年 8 月
構 造 ・ 面 積	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 延床面積 1058.37 m ²
開 館 期 間	通年営業
施 設 概 要 ・ 機 能 （ 別 紙 1 参 照 ）	・ 小ギャラリー ・ 中ギャラリー ・ 大ギャラリー ・ 多目的室 ・ 事務室 ・ 倉庫 ・ カフェ ・ トイレ（多目的、男、女） ・ 駐車場なし ・ ギャラリーは作品展示、舞台発表、講演会などに ・ 多目的室は、市民の創作活動やダンスの練習などに
開 館 時 間	・ 午前 9 時～午後 9 時 ※12 月 29 日～1 月 3 日は休館
運 営 形 態	市直営

《募集の対象となるカフェの概要》

名 称	カフェ（別紙 1 参照）
面 積	28.22 m ²
営 業 期 間 ・ 時 間	センターの開館期間・開館時間を基本とし、提案によることとする。
設 備 ・ 数 量	・ 照明設備 ・ エアコン ・ カウンター ・ 厨房設備（別紙 2－1， 2－2 参照）
月 額 使 用 料	月額 25,000 円（電気・水道料金含む） ※都市ガス、通信設備及び維持管理費（店舗内清掃、廃棄物処理等）等の運営に関する費用は、事業者の負担とする。
運 営 開 始	令和 7 年 9 月予定
使 用 許 可 期 間	契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで 更新可能であり、次回より 1 年以内更新

次の事項を応募に係る条件とする。

- ①酒類の提供をしないこと。
- ②土、日、祝日は営業すること。
- ③上記「募集の対象となるカフェの概要」以外の設備で、運営にあたり必要な什器、厨房機器等については、事業者が用意すること。
- ④ピアノの設置場所は変更できないことについて了承すること。

3. 応募資格等

(1) 応募資格

応募可能な者は、次の条件をすべて満たす法人又個人（以下「応募者」という。）とし、応募者の所在地は市内、市外を問わないこととする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当するものでないこと。
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- ③民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- ④十和田市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 39 号）第 7 条に規定する措置の対象に該当していないこと。
- ⑤十和田市から現に指名停止を受けていないこと。
- ⑥法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税及び市町村税の滞納がないこと。
- ⑦本施設において販売に必要な食品衛生法等の各関係諸法令に基づく全ての許可及び免許を有すること。
- ⑧過去の営業において法令に違反し、罰則等を受けたことがない者であること。

(2) 失格事項

次の事項のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ①上記 3. (1) 応募資格に規定する要件を満たしていないことが判明した場合
- ②選定に対して不当な要求その他不正行為があった場合
- ③指定する様式（以下「様式」という。）によらない場合
- ④提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ⑤その他、実施要領の規定に違反すると十和田市長が認める場合

4. 応募等の手続

(1) 公募等のスケジュール

公募及び事務手続きに関する主なスケジュールは、概ね以下のとおり。

6 月 20 日（金）	公募告示
7 月 4 日（金）	質問書受付締切
7 月 18 日（金）	応募書類の提出期限
7 月下旬	選考委員会
8 月上旬	選考結果通知
8 月上旬	事業者の準備期間（特別設備の使用申請等）
9 月	営業開始（予定）

(2) 現地説明会

現地説明会は実施しない。個別に現地調査等を行う場合には、事前に十和田市地域交流センターへ連絡（連絡先：0176-51-3201）し、了解を受けたうえで実施すること。なお、現地調査等に起因するトラブルが発生した場合は、その内容により失格とすることがある。

(3) 質問の受付及び回答

応募書類の提出等に関して質問がある場合には、質問書（様式１）を作成し、次のとおり提出すること。

- ①受付期限 令和７年７月４日（金） 午後５時まで必着
- ②提出方法 担当部署へ電子メールにより提出すること。送信の際は、電子メール及び添付ファイルの件名は「質問書（申込社（者）名）」とすること。なお、電話や来訪による質問は受け付けない。
- ③回答方法 令和７年７月８日（水）午後５時までに、受け付けた質問及びその回答の全てを十和田市ホームページにて公開する。

(4) 応募に関する書類

- ①提出期限 令和７年７月１８日（金） 午後５時まで必着
- ②提出書類は以下の表とおり。

NO	法人	個人	提出書類
1	○	○	応募申込書（様式２）
2	○	○	事業計画書（様式３）
3	○	○	収支計画書（様式４）
4	○	○	誓約書（様式５）
5	○	○	市税等に滞納がないことを証する書類
6	○	○	取扱商品等に関する必要な資格・免許等の写し（食品衛生責任者等）
7	○	－	定款
8	○	－	登記事項証明書（全部証明書）
9	○	－	直近３年間の決算書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
10	○	○	その他必要に応じ、追加書類の提出を求める場合があります。

- ③提出部数 各１部
- ④提出方法 担当部署へ持参又は郵送（受付期間に担当部署必着とし、配達完了が確認できるか書留郵便又は宅配業者等の信書便に限る。）
- ⑤留意事項 記載漏れ及び提出漏れ等がないか十分に確認のこと。

(5) その他応募に関する留意事項

- ①応募書類は、応募者１者につき１応募のみとする。
- ②提出期限後の応募申込書等の書類の変更は、原則認めない。
- ③提出書類は返却しない。
- ④提出書類は、その全部又は一部を公表する場合があること。
この場合、応募者の利益を害する恐れがあると認められる情報は公表しないものとする。
- ⑤事業者として決定を受けた応募者は、提案した内容を履行する義務を負うこと。
- ⑥応募に係る費用は、すべて応募者の負担とすること。
- ⑦提出書類の内容について、必要に応じて個別ヒアリング等を行う場合があります。

(6) 応募の辞退

参加申込書提出以降、辞退をしようとする場合は、辞退届（様式6）に必要事項を記載のうえ、令和7年7月18日（金）午後5時までに郵送（必着）又は持参により提出すること。

5. 選定の方法

公募書類の審査は、十和田市地域交流センターカフェ運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」）において行う。

(1) 選定委員会による審査

選定委員会においては、5.(2) 審査項目及び審査基準により審査を行う。なお、選定委員会の委員及び審査の内容は、公平・公正な審査を期すため、原則、非開示・非公表する。また、応募者が1者のみの場合でも審査を行い、運営事業者としての適否を判断することとする。

(2) 審査項目及び審査基準

審査項目	審査の着眼点	審査内容	配点
事業内容	提案の基本コンセプト・メニュー等	施設機能の趣旨に沿った、ふさわしい事業内容（コンセプト・飲食物等）であるか。	30
管理体制	安全管理・食品衛生等	管理体制は適切か。	10
継続性	収支計画・仕入先の確保	安定的な事業継続が可能と見込まれるか。仕入先の確保や収支計画は現実的な内容であるか。	30
地域貢献等	集客力・地域経済や観光振興への波及効果	目玉となる魅力ある商品や市特産品の活用などの仕掛けがあり、施設の集客が期待できるか。	20
		中心市街地活性化に寄与する具体的な提案があるか。	10

6. 選定結果通知

選定結果は、速やかにHPに公表するとともに、全ての応募者に文書により通知する。なお、選定理由等についての問い合わせについては応じない。

7. 準備行為

(1)事業者は、事業開始前において事業の運営に必要な什器や設備の設置を、市の承認を得て行うことができることとする。

(2)本店舗の排水設備に除害施設（グリーストラップ）が設置されているので、事業者は契約締結後に水質管理責任者選任（変更）届出書を、下水道課へ提出することとする。

8. その他

- (1) 応募書類の作成に用いる言語は日本語、通貨及び単位は、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 応募書類の著作権は応募者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (3) 使用料の徴収については、十和田市行政財産使用料徴収条例に基づき徴収するものとする。
- (4) 事業者が第三者に及ぼした損害については、事業者の負担により賠償するものとする。
- (5) 諸条件等に定めがない事項又は内容に疑義が生じた事項がある場合は、協議を行い、その取扱いを定めるものとする。

○問い合わせ先、書類の提出先等

- 住 所：〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号
- 部署等：十和田市商工観光課
- E-mail：shokokanko@city.towada.lg.jp
- 電 話：0176-51-6773
- 受 付：平日 午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)
- H P：http://www.city.towada.lg.jp（トップページ）
- 各種様式：市HP『十和田市地域交流センター（愛称：とわふる）カフェの事業者募集（令和7年9月以降開店）について』を参照してください。